

## 令和7年度 第3回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時：令和8年2月17日（火） 午後3時00分から午後4時30分まで

場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

### ○出席委員

萩原委員（会長） 小金井委員（副会長） 佐藤(瑠)委員 古澤委員  
蒲田委員 和泉委員 玉村委員 鷺田委員 佐藤(美)委員

### ○オブザーバー

千葉家庭裁判所 松戸支部(1名)

### ○事務局出席者

福祉長寿部長 地域包括ケア推進課長 障害福祉課長  
地域包括ケア推進課長補佐 障害福祉課長補佐 地域包括ケア推進課 障害福祉課

### 【1 開会】

### 【2 傍聴者の報告】

### 【3 議題1）令和7年度 成年後見制度利用促進に係る取組について】

#### ○会長

それでは議事に入ります。議題1、「令和7年度成年後見制度利用促進に係る取り組みについて」、事務局よりお願いいたします。

#### ○事務局

資料1「令和7年度成年後見制度利用促進にかかる取り組みについて」と書かれたものをご用意ください。

まず2ページをご覧ください。今年度は本日を含めて3回協議会を開催しております。こちらには各回取り上げたテーマを記載しております。

次に3ページをご覧ください。ここからは、機能ごとに今年度の活動報告および協議内容についてご報告いたします。

まず、広報機能につきまして、年度当初の目標は、記載の通りでございます。

今年度の活動といたしまして、

- ・昨年度に引き続き、市内3圏域で講演会及び個別相談会を計9回実施
- ・支援者向け研修会を開催いたしました。こちらの2つに関しましては、参考資料1～3

にご報告をまとめておりますので、後程ご説明いたします。このほかに、

- ・市役所連絡通路において、高齢者虐待、障害者虐待の防止をはじめとした権利擁護支援と一体的に周知

- ・業種ごとに作成したチラシを、医療機関、金融機関に配布いたしました。こちらにつきましては、このあとの議題2にて詳細のご報告をさせていただきます。

次に、本協議会での委員の皆さまからのご意見といたしまして、

- ・松戸市成年後見相談室について、一次相談窓口、二次相談窓口として何をしている所なのか、講演会等の機会に周知していきたい

- ・成年制度について、運用した場合のイメージを支援者がきちんと説明ができ、本当に必要な人が繋がらない場合に二次相談窓口で相談し連携できたら良い等のご発言をいただきました。

皆さまからのご意見も頂戴したうえで、今年度の動きといたしまして、

- ・地域巡回講演会に成年後見相談室職員も今年度より参加し、参加者に直接、相談窓口としてどのような対応を行っているかをご説明させていただく時間を設けました。具体的に伝えることに加え、どのような職員が対応しているかを知っていただくことで、今後の相談のしやすさに繋がったと考えております。

- ・併せて、支援者向け研修会において、成年後見制度活用に関する相談窓口や事業の紹介、支援者向け手引きを活用した演習を実施いたしました。繋ぐことができる相談窓口や活用できる事業があると知っていただくこと、手引きを活用するイメージを具体的に持っていただくことを通して、身近な支援者からも課題に適した支援機関や制度等に繋げやすい体制づくりを目的としております。

4ページに移ります。②相談機能につきましては、今年度の協議内容が、利用促進機能c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行に関するものとも重複していることから、併せて記載をしております。

年度当初の目標は、記載の通りでございます。今年度の活動につきましては、

- ・相談窓口の周知を目的として、講演会やイベント等でチラシを配布

- ・「松戸市成年後見相談室」にて、市民や支援者からの相談に対応

- ・ケース会議等への専門職派遣事業について関係機関へ周知

を行いました。

なお、再掲にはなりますが、支援者向け研修会の開催も記載させていただいております。

本協議会における委員の皆さまからのご意見につきまして、上から2つは広報機能と重複するものとなりますので、3つ目よりご紹介させていただきます。

- ・知らない所への相談について、支援者が繋ぎの段取りを組んで、まずは一緒に行き、顔見知りになってから本人が1人で行けるという形になる

- ・松戸市成年後見相談室の相談件数が減少傾向になった要因として、福祉関係者が直接弁

護士に繋がったことが考えられ、ケアチームの一員として関わるようになると相談しやすくなり、直接相談していると思われる

等のご意見を頂戴いたしました。

これらの内容を踏まえて、福祉と司法の連携に係る事業の1つでもある「ケース会議等への専門職派遣事業」を今後も継続して実施してまいります。なお、必要な場面でより活用しやすいものとなるような事業運用における工夫も、検討してまいりたいと存じます。

次に5ページに移ります。

松戸市成年後見相談室について、前回の第2回協議会にて、相談受付状況のご報告をいたしました。参考までに、令和5年度からの新規相談受付件数を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、③利用促進機能 a) 受任者調整等の支援につきまして、年度当初の目標につきましては、記載の通りです。

本協議会の委員の皆さまからのご意見といたしまして、

- ・支援者と後見人等のお互いができるところ、できないところを、実務を通して理解できるようになると、本人の支援が円滑に進む印象がある

- ・以前から関わっている支援者が、本人の希望や意思をどう支援したらいいかを理解するため、後見人等と一緒に確認し擦り合わせ、本人の権利擁護の観点で協働する中で、他の支援関係者の意見も意思決定支援会議で整理する

等のご発言を頂戴いたしました。

今年度の取組といたしまして、支援者向け研修会では、介護支援専門員及び相談支援専門員等を対象に、講師として、介護支援専門員資格を有しながら弁護士として後見人等業務に携わられている方を招き、意思決定支援に係るご講演をいただきました。

次に6ページに移ります。利用促進機能 b) 担い手の育成・活動の促進につきまして、年度当初の目標は記載の通りです。

今年度の活動といたしましては、

- ・成年後見制度勉強会を令和7年11月7日に開催
- ・市民後見協力員向け勉強会を令和8年2月25日に実施を予定しております。

成年後見制度勉強会につきまして、午前中は市民や支援者を対象とし、34名の方にご参加いただきました。講師には、萩原先生をお迎えして、「成年後見制度の概要」「松戸市における成年後見に関する取組」についてご講演をいただきました。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。また午後には、市民後見協力員を対象としたスキルアップ研修会として、26名の市民後見協力員の方々にご参加いただきました。就労継続支援B型事業所とばり農園のサービス管理責任者、生活介護事業所小金わかば苑の施設長をお迎えし、記載の通りのテーマで講演をいただきました。

当日、参加された方の声として、アンケート結果を一部掲載しております。午前の部では「講師の講演や質疑応答の話が分かりやすく良かった」「将来、市民後見人になりたい

と思っており、市民後見協力員から始めたいと思う」、午後の部では「障害福祉課より配布されたガイドブックを今後の活動の参考にしたい」「内容や事例を挙げた説明があり、具体的な支援内容について理解できた」等の感想をいただきました。なお、こちらは本市が松戸市成年後見相談室に委託している事業となります。

7ページに移ります。担い手の育成・活動の促進に関して委員の皆さまより、

- ・市民後見協力員と市民後見人の違いを含めた周知方法があると良い
- ・後見人に自分の思いを伝えられない方にとって、被後見人等の生活に関わり後見人にも伝えることが出来る市民後見協力員は心強い存在になると思う

等のご意見を本協議会にていただきました。

今後の取組として、先程申し上げた市民後見協力員向け勉強会では、資質向上を目的とし、認知症サポーター養成講座の実施を予定しております。現在、実施に向けた調整を進めている最中であり詳細のご報告ができないため、こちらについては来年度の本協議会にて、改めてご報告させていただきます。

参考までに、市民後見協力員の活動状況を掲載しておりますので、後程ご確認いただければと思います。

最後に、8ページに移ります。後見人支援機能に関する年度当初の目標は記載の通りでございます。

今年度の活動といたしましては、

- ・前回の第2回本協議会でご報告いたしました通り、成年後見人等就任以前から関わっている支援者と申立てを経て就任した成年後見人等の連携に係る現在の状況について確認するため、一次相談窓口及び近隣自治体にアンケート調査を行いました。

本協議会において委員の皆さまよりいただいたご意見といたしまして、

- ・既存の支援者は就任した後見人等を特別視するのではなく、チームのひとりとして顔合わせやその後の支援も一緒に動き、徐々に後見人等が本人について理解を深められるようにしている

- ・後見人等就任後、担当者会議以前に被後見人等の情報を伝えておき、会議の中では各担当サービス事業所の役割を皆で確認し合っている。毎月の訪問も一緒に行き、後見人等が本人と話す機会を作り少しずつ慣れていってもらっている

等のご発言をいただきました。

今後の取り組みといたしまして、

- ・現在支援者向け手引きに掲載している、後見人等就任後の情報伝達に係る記載を改めて周知するとともに、手引きに記載の内容の見直しを行っていくことを予定しております。こちらにつきましては、令和8年度に取り組みさせていただくことを検討しておりますので、議題3にて改めてご説明いたします。

資料1のご報告は以上です。続きまして、お手元に参考資料1をご準備ください。

参考資料1「令和7年度成年後見制度地域巡回講演会・個別相談会実施報告」と記載さ

れたものをご用意ください。

1 ページ目ですが、こちらは今年度実施した講演会および個別相談会の内容となります。昨年度に引き続き、今年度も、市内3圏域において3回ずつ開催し、講演会は247名、個別相談会は11名の方にご参加いただきました。昨年度のアンケート結果を踏まえ、今年度のテーマは、成年後見制度に限らずその関連制度についても取り扱う形とし、連続で参加することにより、成年後見人等の役割をはじめとした成年後見制度の基礎的な内容から、自分が亡くなるまでや亡くなった後のことを考え活用できる制度に関する内容まで、理解を深めることのできる構成とし、先生方からご講演をいただきました。なお、第3回は佐藤瑠子委員に、第7回は古澤委員にお引き受けいただきました。第9回につきましても、当初予定していた講師の方がやむを得ない事情によりご登壇が難しく、佐藤瑠子委員に急遽お引き受けいただく運びとなりました。この場をお借りいたしまして、先生方に改めて御礼申し上げます。

2 ページ目をご覧ください。こちらにはアンケート結果を記載させていただいております。回収率は96%となっており、割合としては女性が約6割、年代は50歳代から70歳代が約8割を占めております。性別、年代共に例年と大きな変化はございませんでした。右上の講演会参加の動機といたしましては、例年同様「自分の将来のために、成年後見制度について知っておきたかったから」という理由が最も多く、昨年度に引き続き2番目に「一般知識として、成年後見制度について知っておきたかったから」が多くなりました。講演会を知った媒体としては、広報まつどとチラシが多数を占めました。

3 ページをご覧ください。自由記載欄に記入いただいたご意見の一部を抜粋しまとめたものとなります。講演内容につきましては、「じっくり聞いたのは初めてであり参考になった。特に関わっていた事例を話して下さったことがとても良かった。」「後見人ができること、できないことがわかって良かった。」「一人暮らしで信頼できる人もいないため今回の講習は参考になった。」等のご意見を頂戴いたしました。今後の要望といたしましては、「事例をたくさん話してもらいたい。」「知的、精神障害を持つ親の立場から後見制度のお話を伺いたい。」「今回は親族のいる方の例が多かったが、一人暮らしの例を一番聞きたい。」等のご意見をいただいております。また、希望するテーマとしては、「障害者を担当する後見人の事例紹介」というような今年度取り扱えなかったものや、「任意後見制度」「遺言書」「家族信託」といった昨年度に引き続きとなる周辺制度に関するご意見をいただきました。ご意見をいただき、事務局といたしましては、成年後見制度を活用される様々な立場の方々の視点で内容を検討する必要があること、より身近なものとして感じていただくために事例を継続してお伝えしていくことが大切になること、成年後見制度利用促進に係る関連制度の周知方法の在り方について検討していく必要があること等を再確認いたしました。

4 ページには、講演会を開催した時の様子と、講演会周知に用いたチラシを掲載しております。チラシは3回に分けて作成し、市内の公共施設および駅の広報ラックを中心に計

14, 700枚配布いたしました。1月開催分のチラシにつきましては、参考資料2として皆様にお配りさせていただいております。本講演会および個別相談会は令和8年度も引き続き開催していく予定としておりますので、三士会の先生方をはじめ、委員の皆さまもどうぞよろしくお願いいたします。

次に、参考資料3「令和7年度成年後見制度支援者向け研修会実施報告」と記載されたものをご用意ください。

1ページをご覧ください。本研修会は、令和7年11月12日にオンラインで開催し、約53名の方にご参加いただきました。講師には、大阪弁護士会ご所属のふくろう法律事務所 松宮良典先生をお呼びし、「成年後見等の申立てを考える～最期まで自分らしく安心して生活するために」をテーマにご講演いただきました。また事務局より、「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引き」についてご説明させていただき、実際にその手引きを活用するグループワークを演習として実施させていただきました。

下にはアンケート結果を記載しております。参加者の約8割が高齢者分野の事業所に所属しており、意思決定支援について「知っていた」を選択した参加者は半数を上回り、昨年度よりも割合が高くなりました。

2ページをご確認ください。今後の業務について、「とても役に立つと思う」「役に立つと思う」との回答がほぼ全数となりました。なお、成年後見制度に関する相談を受ける頻度としては、「月1回未満」が半数を上回る一方、「受けたことがない」は約2割となっており、少数ではあるものの成年後見制度に関わる相談を受けたことがある人は多く、日々の業務にも繋がる内容となったことを感じております。支援者向け成年後見制度活用に向けた手引きの認知度について、「知らなかった」「内容をよく知らず活用していない」という回答の割合は昨年度より減少したものの未だ多くなっていることから、今後も継続して手引きの周知を図っていく必要性を改めて確認いたしました。

最後に自由記載部分に記入いただいた意見の一部を抜粋し記載しております。研修会を受講して参考になった点として、「意思決定支援を含めた後見人の役割がとても参考になった」「後見人も意思決定支援について一緒に相談しながらできることがとても心強く感じた」「支援者向け手引きのフローチャートやチェックリストがわかりやすかったので、制度利用を検討する時に役立てたい」等のご意見を頂戴いたしました。また、今後聞いてみたい内容として、「後見制度と医療同意・意思決定支援に関する他制度との関係について」「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）について」「市民後見協力員の位置づけと地域での展開」が多く選択されておりましたので、多く選ばれたものから順に記載させていただいております。なお、こちらでアンケートにて設けさせていただいた選択肢から一部を抜粋させていただいております。

令和8年度も実施する予定としておりますので、アンケートに記載いただいた内容に鑑み、テーマ等を検討してまいりたいと思います。

参考資料1・2・3の説明は以上となります。

## ○会長

説明ありがとうございました。質疑に入る前に、相談機能の部分につきまして、松戸市はしくなるあいずに機能分散型ということで委託しております、この松戸市成年後見相談室について、〇〇委員の方から、報告の補足があればお願いしたいと思います。

## ○委員

資料の5ページ目を見ていただければと思います。2ページ目にありますが、今年は令和5年度令和6年度と比較しますと少し少なくなっています。先ほど説明がありましたように、色々なところで様々な専門職との繋がりが増えていっていることも1つの理由だと思います。それはとても素晴らしいことで、1つに限る必要はありませんから、数字が上がればいいということではないと感じております。おそらく130件ほどになるかと思っております。また、障害者の方々のご相談がもう少し増えればいいと思っているところがございますので、やはりそういう意味ではもう少し、広報機能や啓発機能を継続して頑張っていただければと思っております。研修については、先ほど出ておりましたけれども、私どもが受託して研修を担当しておりますが、やはり任意後見制度についても知りたいという方が、アンケートをとった結果多いようでございまして、後見制度全般についての正確な知識は啓発したほうが良いということは、改めて思っているところでございます。よろしくお願いたします。

## ○会長

ありがとうございました。そうしましたら事務局の説明及び〇〇委員からの補足を含めて、皆様の方から意見を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

昨年は少し議論し、今年度はあまり議論できなかったのですが、社協の日常生活自立支援事業、いわゆる日自と言われているものですが、そちらから成年後見制度への移行について、現場の状況ですとか実際苦労されていることについて、〇〇委員から意見をいただければと思います。

## ○委員

日自から後見への移行が、だいぶ地域包括支援センターや基幹相談支援センターの方と連携が図れ、以前よりも後見に移行しやすくなったとは感じています。ただ社協では、判断能力に疑問があつて、日自ではなく、後見の方が望ましいと思うようなケースでも、ご本人とか支援する方が、このままで特に困っていないということになると、なかなか現状のままで動かないことが多い印象があります。あとは、主になって動く人が決まってないと申立てに進みづらいと感じているところです。

## ○会長

ありがとうございました。今、ケースの支援者側で、今のままで良いのではといった意見があったりするという話がありましたけれども、どのようなケースだと、そのように、このままで良いのではとなる場合が多いのかということ、もし関わっている事案などで思い出すことがあれば。

## ○委員

私のケースで、というところはないんですが、他の方のお話を伺ってみると、サービスを利用するにあたって、ご家族もご本人も特に必要性を感じていない、お金がかかってしまうのでは、面倒くさいことをしたくない、というようなところから、支援者側として必要と感じていても、なかなかご本人、ご家族の方から、必要だと思っていただけることが難しいのかと感じております

## ○会長

ありがとうございます。実際に利用されるご家族側が後見制度についての正確な知識などについて知っていただくと。そのあたりが、本協議会の中でも検討してきていますが、一次相談窓口の皆様の方からも正確な知識の伝達があると利用しやすいということもリンクしてくるかと思えます。

日自の件で言うと、〇〇委員は処遇検討委員でもありますので、実際に社協のケースを担当する側の苦労や、このようなものがあると良いのではといった意見があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

## ○委員

処遇検討委員会では委員長を務めておりますけれども、担当の方が非常に若い方たちで、大変苦労していらっしゃるケースばかりですね。どうしてあげたら良いのだろうといつも悩んでいるところです。本当は、ケースによっては、すぐに力を貸してあげたいと思うようなものもありますが、それは立場上できないので、難しいと思いつつ、このようにしたらいかがですかと助言をするのが精一杯です。現状の中で、制度として、何か利用できるものがあるかという、なかなかない。後見制度を活用したほうが良いと言っても、やはり後見制度そのものに対する理解が、ご本人も周りの方も、申請した方も、場合によっては行き届いてないということも多いので、やはり本人の権利擁護にはなかなか繋がらない。いつも悩みの種でございます。

## ○会長

ありがとうございました。やはり正確な知識をどれだけ浸透させていくかということになるんだと思います。日自については皆さんご存じのとおり、新しく新日自が始まると

いう話も出ておりました、これが成年後見制度のようになっていくかということも、皆さんと議論していかなければならないと個人的には思っています。日自に関して何か皆さんの方で他にご意見や感想があれば、お願いします。

## ○委員

日常生活自立支援事業から成年後見制度に、支援者が必要だと思っても、ご本人の同意や理解、必要性みたいなものがなかなか得られなくて進まなかったり、家族の足止めがかかったりというようなところが多分実態としてあるというなお話も今ありました。支援者の方でストップがかかってしまうこともあるようですが。先ほどの報告で、支援者の方も、支援ガイドに掲載されているチェックシートを活用するなどして必要性を確認していくみたいなのは、ある程度共通の、ケアマネジャーというアセスメント、判断みたいなところも挙げられていました。尾張東部だと、「そろそろシート」という、日常生活自立支援事業から成年後見にそろそろ移行しませんかシートというものがあるんですよ。このシートに非常に近いものではあるんですけども。そのような物差しのようなものがあって、それを共通で検討する、申立てをするにあたっての意思決定支援みたいな感じですよ。申立てするかどうかの意思の確認とか、意思をどのように支援するか。そこで本人と理解をしたり、なかなか本人の意向をとっても決まらないし、周りの後見制度を利用したほうがいいのかということだけでも決まらなかったりすることが多分実態で、お金の問題も含めて、家族の問題も複合的に色々あると思うんですが、そのあたりを検討する。申立ての意思決定をする検討の場っていうんでしょうか。日常生活自立支援事業を利用するかしないか、制度に繋げるか繋げないかももちろん、必要性みたいな判断もですが、ただ実際それだけでは進まないですよ、きっとね。そのあたりをどうメスを入れるのか、検討する場があるのかみたいなのが、他の市町村でも悩んでいると思います。そのあたり、今後新日自や、民法改正で補助人一本でいこうという話になっているので、そういった意味で同意をどう取るか、意思をどう確認するか。もう利用しなくなったら日自に戻していくという考え方もあるので、今までの体制の維持だけでは対応が難しくなるのではと、全国の社協が多分悩んでいると思うんですね。そんなに社協に日自を求めないでほしいというところもあるかもしれないところで、そういった意味では、改めてこのチェックシートをもう少しブラッシュアップするとか、活用した事例を少し積み上げていくみたいなことを、中核機関が中心でするのがいいのか、日自の担当がするのが良いのかもあるんですが、それを考えるタイミングなのでは思いました。

## ○会長

ありがとうございました。皆さんおっしゃったように、新日自と民法改正の件で、日自の方は今までの後見の役割を担っていくような体制になって、後見制度の方も途中でやめられたりするという契約的な話になっていくと。両者の削減というか、その住み分けが近

づいてくるイメージもありますので、そのあたりはこの中核機関も議論していくのかと思います。

今年度の取組みの中で、地域巡回講演会がありましたが、〇〇委員、〇〇委員、ありがとうございました。実際に講師を務められた立場から、どのようなテーマ設定が良いか、当日意見があったことなどあれば、教えていただきたいのですが、いかがですか。

## ○委員

私の担当が死後事務についてだったので、聞いていただいた方は、直接自分のこととして役に立つというよりは、知識として知っていただくという面が大きかったと思います。3回連続講座の3回目を担当して、知識が増えた段階で聞いてくださる方が結構いたので、話している方としては、後見のことも頭に入った状態で聞いてくださっていることが、分かりやすさに繋がっているという実感がありました。アンケートを見ると、具体的に困っている方が聞くというよりは、将来の自分のこととして、あるいは周辺知識として聞いていただいているのかと思うんですが、やはり前提の知識、後見って聞いたことあるな、あの講演会で聞いたなということがあると、いざ必要になった時に抵抗なく進んでいけるのではないかと思います。

## ○会長

ありがとうございました。単発でするより、3回に区切ってした方が良いというご意見がありまして、私もその通りかなというふうに思います。

それでは、次の議題、「広報の業種別チラシの活用状況について」というところに移ります。事務局より説明をお願いいたします。

### 【4 議題2）利用促進機能 市民後見協力員について】

## ○事務局

資料2「広報機能 業種別チラシの活用状況について」と記載させていただいている資料をお手元にご用意ください。

2ページ目をご覧ください。業種別チラシは、支援を要する市民の早期発見に繋がるよう、地域の目を育てていく必要があると考え、令和6年度本協議会にて検討し作成したものです。市民の方と接する機会がある、歯科医院を含む病院や薬局、地方銀行や郵便局などの金融機関に配布し、従業員への周知を依頼いたしました。チラシにつきましては、ページ下部に掲載しておりますが、繋ぎ先や繋ぐ際の目安となる指標の周知を図るべく、表面には成年後見制度の支援に繋げることの重要性、制度の活用が有効と考えられる業種ごとの事例、裏面には地域包括支援センター、基幹相談支援センター、松戸市成年後見相談室と相談先を具体的に示し記載いたしました。

3ページ目をご覧ください。この度、この業種別チラシを配布して約1年が経つことを

受け、活用状況に係る調査を実施いたしました。調査目的としては、「業種別に配布したチラシの活用状況を確認すること」「周知内容の見直しや今後の配布先の検討に繋げること」を挙げています。調査対象は、医療機関547か所、金融機関83か所となりました。形式は松戸市オンライン申請システムを用いたアンケート調査とし、調査内容は、チラシの活用の有無や方法、チラシに関する意見、制度や相談窓口の案内などいたしました。回答数は、医療機関32か所、金融機関21か所となっています。

4ページ目をご覧ください。ここから、調査結果を一部抜粋し、報告させていただきます。まず、医療機関に対するアンケート結果となります。左上が「チラシを活用した割合」となっており、約3割の医療機関が「活用した」と回答する結果となりました。右上の「チラシを活用した場合の活用方法」については、「事業所内に掲示した」「職員が自由に閲覧できるようにした」が同数で最も多く挙げられました。左下、チラシについては、約7割の医療機関が「理解しやすい」「やや理解しやすい」と回答し、「費用や手続きに関する質問を受けることが多い」という意見がございました。

続いて、5ページをご覧ください。左上の「成年後見制度の案内」については約4割が「案内したことがある」、右上の「相談窓口の案内」については約1割が「案内したことがある」と回答する結果となりました。左下の「案内した際の本人の状態」としては、「必要経費の支払いができないなど、金銭管理に不安がある」が最も多く、次いで「不要な物品の購入、不要な契約など、家族から訴えがある」が挙げられました。右下の「本人または親族の同意を得て、相談窓口に繋いだ経験」については、約2割が「繋いだことがある」と回答し、繋ぎ先としては、地域包括支援センター、基幹相談支援センターの順となりました。

6ページ目をご覧ください。次に、金融機関に対するアンケート結果となります。左上が「チラシを活用した割合」となっており、約8割の金融機関が「活用した」と回答する結果となりました。右上の「チラシを活用した場合の活用方法」については、「事業所内に掲示した」が最も多く、次いで「職員が自由に閲覧できるようにした」が挙げられ、「研修資料として活用した」事業所もございました。左下、チラシについては、約9割の金融機関が「理解しやすい」「やや理解しやすい」と回答し、「費用や後見人になることができる人について記載があると分かりやすい」という意見がございました。

続いて、7ページをご覧ください。左上の「成年後見制度の案内」については約8割が「案内したことがある」、右上の「相談窓口の案内」については約4割が「案内したことがある」と回答する結果となりました。左下の「案内した際の本人の状態」としては、「何度も来て同じことを訴える」「多額の引き出し・送金など窓口及びATMにおける手続きに心配がある」が最も多く、次いで多かった「その他」は、すべて家族から相談を受けたといった回答となりました。その他の中には、「地域包括支援センターを案内し、ご相談いただけるよう案内した。」といった回答もございました。右下の「本人または親族の同意を得て、相談窓口に繋いだ経験」については、約2割が「繋いだことがある」と回答

し、繋ぎ先としては、地域包括支援センターとなりました。

8ページをご覧ください。「成年後見制度についてどのように案内し、その際どのような反応だったか」について、医療機関からは、「本人と親族に必要性を説明したが本人が拒否した」「施設への入所手続きを前に、本人及び家族の契約能力が低い場合に案内した」といった回答が寄せられました。金融機関からは、「家族の申出を受け制度の話をした」「費用や時間がかかるなどの理由から難色を示される方が多いと感じる」といった回答、「高齢者いきいき安心センターへ連絡する」といった回答が寄せられました。

9ページ目をご覧ください。以下の4つの観点から調査の結果をまとめました。1つ目「職員の理解」については、医療機関及び金融機関のいずれも過半数の事業所が「理解しやすい」「やや理解しやすい」と回答いたしました。一方で、費用や後見人になり得る者についての情報提供を望む意見もございました。2つ目「制度の案内」については、医療機関に比べ、金融機関の方が、市民に対して成年後見制度を案内する機会が多いこと、また、主に、成年後見制度の利用を含む支援を必要とする本人でなく、家族に対し案内していることが分かりました。3つ目「相談窓口の活用」については、寄せられた意見などから、相談窓口に直接的には繋がずとも、制度説明と併せて相談窓口についても案内していることが分かりました。4つ目「周知方法」については、事業所内における掲示、あるいは職員が自由に閲覧できるようにすることで周知を図った事業所が多く、職員研修資料として用いられる場合は少ないという結果になりました。

今回のアンケート調査により、医療機関及び金融機関が支援を要する市民やその家族に接し、必要に応じて案内できる機関であること、現在配布しているチラシが一定程度理解を得られる内容となっていることを確認できたものと判断いたしました。専門職だけでなく、支援を要する市民やその家族、地域の方々からも総合相談窓口に連絡を入れていただけるよう、裾野を広げることを趣旨とし行った取り組みであるため、より多くの職員が、成年後見制度の基本的内容を知り、支援を必要とする市民に気がつき、制度の利用や支援に繋がれるよう、改めて前回同様のチラシを配布し、引き続き周知を図ります。併せて、申立てや報酬にかかる費用、申立て手続きについての情報を望む意見を受け、職員に対する情報提供、市民に対する案内への活用につながるよう、チラシを配布する際に、本市で作成し配布している成年後見制度に係るリーフレット等も同封し送付いたします。

事務局からの報告は以上となります。

## ○会長

ありがとうございました。私から事務局に質問しますが、こちらのアンケートの調査方法は、回答を紙で求めているのか、システムを使って求めているのか、いかがでしたでしょうか。

## ○事務局

ありがとうございます。事務局から回答させていただきます。先ほど、松戸市オンライン申請システムを用いてとお伝えしましたが、協力の依頼については、医療機関は三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の方から周知していただきました。金融機関については、それぞれの金融機関に直接送付しています。その通知文に、URL と QR コードを掲載しており、そこからオンライン相談に繋がり回答していただけるような形をとりました。

#### ○会長

ありがとうございました。実施方法について、細かいところですが、確認しました。最初に報告がありましたけれども、回答数が少ないということは皆さん思われたかと思えます。この辺りの工夫も含めて、皆さんから、このようにすると良いのではなど、ご意見やご提案をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。では、お願いいたします。

#### ○委員

以前、金融機関にアンケートを求めたことがあったのですが、金融機関のセキュリティの関係上、インターネットを使えないというところが結構多く、紙で送って紙で返していただくということがありました。業務の関係でそのような制約のあるところもあるので、そういったことに配慮されると、より回答率が上がるのかなというふうに思います。

#### ○会長

ありがとうございました。範囲や工夫について意見等があれば、お願いします。

#### ○委員

今回、金融機関や医療機関ということなので、少し違うと思うのですが、去年の協議会の研修後のアンケートで、同じく URL をのせ、FAX でも回答できるようにしました。あまり設問が多くなったり難しくなったりしてしまうと、回答が億劫になってしまうので、基本的に項目も短く、選択できるような形式でアンケートを出していて、最後に記述、何か意見がありましたらという形で、事務局の方で工夫してアンケートを作らせていただいています。ケアマネジャーやその事業所ですので、今回とは違うかと思うのですが、本部の方が80～90%の回答率が取れていますということでした。

#### ○会長

ありがとうございました。8割9割の回答率はすごいなと思ったところです。今回の結果だと、仕方ないのですが、医療機関の方が顕著に良くなかったかなというふうに思いました。継続してすることも重要だと思いますが、今いただいたような工夫などを参考にさせていただければよいかと思えます。

チラシの内容についてもご意見をいただきたくて、〇〇委員でしたでしょうか、以前も

チラシについてのご意見をいただいたかと思うんですけども、今回の報告等を踏まえてご意見やご指摘があればと思いますがいかがでしょうか。

## ○委員

今回の医療機関への配布は、市民全体に平等に届ける政策なのかなというふうに感じまして、そういった意味ですごく意義があったのではないかと思います。ただ、松戸市内で成年後見制度を必要とする人たちはきっと万単位いる一方、使える資源は有限であるところからすれば、全体に届ける施策は、本当に必要な人に薄くしか届かなくなっている危険性があるのではないかというふうに思うんです。そのため、病院・医療機関が、そもそもこの業種別チラシの配布先として適切だったのかどうか。つまり、この成年後見制度が本当に必要な人たちはどこにいるのかを、しっかり考えたほうがと思います。もちろん、市が税金を使って行うものですから、全体に届くことは目標にしつつ、優先順位もきっと良く考えたほうが良いのではないかと思います。その中で、成年後見制度の特殊性を考えると、「申立人」が1つキーワードになっていると思っています。権利擁護の制度ですから、このような言葉を使うとあまり良くないかもしれませんが、成年後見による金銭管理と身上監護を「サービス」と捉えると、成年後見人がサービス提供者である「売り手」、一方で、それを受ける被後見人が「買い手」つまりお客さんになるわけです。本来であればこれで良いのですが、成年後見制度には必ず申立人がいて始まるわけです。申立人が申立てないと始まらない。もしくは、申立人でなくても申立人に申立てをお願いする人が必要なんです。そこに標準を当てて考えていく必要があると思っています。その人たちがどこにいるんだろうと具体的に考えていくと、例えば障害者分野であれば、親亡き後という議論は、10年以上前から散々されていますが、さして状況が変わっていないはずなんです。そうすると、松戸市内でいうと、知的障害者の親の会みたいところはきっと、申立て人もしくは申立てをお願いする人たちがいる可能性が高いのではないかなと思います。高齢者分野でもきっと、そのような層はあるはずなんです。そのあたりの優先順位をつけるときっと良いのではと思ったりしました。

## ○会長

ありがとうございました。調査対象の再考ですとか、調査先にフォーカスをしたら良いのではというご意見だったかと思いますが、事務局の方で何か今、ご意見ありますか。

## ○事務局

ありがとうございます。今回の業種別チラシに限らず、今後のリーフレット等の配布に関しても、今いただいたご意見を参考に、改めて検討していきたいと思っています。

## ○会長

同じくチラシの内容部分、配布先、配布方法について、何かご意見ございましたら。

### ○委員

もう1点、ぜひ検討いただきたいと思っているのが、申立人に対してアンケートを取ったことがあるのかは少し気になっていて。要は日常生活自立支援事業から後見になったケースもそうですが、なぜ申立人が申立てに至ったのか、なぜそのタイミングだったのかといったところは、把握しておいた方が良いと思うんですね。それが分かると、どこがネックになっているのか、どのタイミングで本当に必要なのか、そもそもそのような人たちがどこにいるのかというようなところが、きっと分かってくると思っています。市町村申立ての場合なら、市町村申立てをお願いしに来た人たちがいるはずで、それは多分市側でも把握できますので、そのような人たちに対して、なぜ今依頼したのかというところは聞いておくと、きっと施策として今後有効になると感じています。

### ○会長

事務局、何かありますか。

### ○事務局

事務局よりご回答いたします。申立人に対するアンケートは、中核機関としてこれまで実施したことはないかと思います。例えば、本人申立て、親族申立てなど、色々なケースが考えられますが、対象者の精査が課題になってくると、今想定している限りで考えているところです。ご指摘いただきました通り、なぜ申立てに至ったのかというところは、周知の対象を選ぶ上でも、すごく重要な視点ではあるとお伺いしながら思っていた部分ではございますので、今いただいた視点を参考にさせていただきながら、今後の取組みについて検討して参りたいと思います。

### ○委員

今の〇〇委員のご意見ですが、申立人を把握できるのは裁判所だと思います。毎年最高裁から、申立人と申立て動機というものが全部アンケートとして出ていますが、それだとこの松戸市での申立人の把握は無理だと思うんです。市が申立人を把握する根拠がないということですから、違うかなというふうには思いました。ですから、もし申立人になり得る人たちに対する、よりアピール、啓発をとするならば、親の会やそのような方たちに広報チラシを配っていくという啓発活動をしていくことにはなるとは思うんですが、中核機関として、その親の会などに対して、今回金融機関や医療機関に配布したものと同じようなものを配布したことがあるかという、多分無かったというふうに思いますので、もし検討する余地があるとするならば、そのような方向ではないかと思います。

## ○委員

今回は多分早期発見やその権利擁護、成年後見だけではなく、何か金融機関でトラブルがあったり、通帳の再発行が繰り返しあったり、何か問い合わせがあった際の対応に金融機関も困っているかもしれない、あるいは、病院の方も、クリニック、薬局も含めて、歯科医も含めてというようなところで、もしかしたら、早い段階でこの人何か気になるといったときにどこに連絡したらいいかというところで、印象としては地域包括支援センターだと思いますが、中核機関にもどうぞといった意味もあるのだろうと思います。ですから、権利擁護支援が必要な人も、地域の中で、みんなで見守っていかうみたいなことも踏まえてということなので、そこはいろんな意味があるんだろうなど。柏市も、全ての郵便局に自分たちで一旦足を運んでお願いするというようなところで、80か所くらいの郵便局に実際直接行って、そのような事例はありますか、といったやりとりを口頭でして、実は毎回来てどう対応しようか迷っているんです、といったリアルな話、生の声が聞こえたということは、柏市は効果があったみたいな話がありましたね。何を目的にしてするかというところはあると思うのですが。

## ○会長

チラシを作った1つの目的はまさに〇〇委員がおっしゃったことだったんですね。ですから、そこからの出発だったということは全くその通りでございまして、お困りの方についてどのように対応するかということ、もう少し、金融機関、医療機関に対して理解してもらおうということで、作ったものであることは、間違いなくその通りだったと思います。ありがとうございました。

今「目的」という話が出ましたね。今回のチラシの活用状況などのスライド9ページのところに、職員研修資料として使われていることは少ない、ところがありまして、そうすると、職員に制度を案内、対応してもらっているところでの効果はどうだったのかは、少し検討する必要があると思いました。チラシを配るとき配布目的、別の委員会などでは、どのような趣旨でこのアンケートをとるのか、教育的な意味でのアンケートといったものもありましたので、どのような目的なのかということを含めて見直しをして、アンケートをとっていただくことも、回答率を上げるために必要ではと個人的に思いました。

## ○委員

〇〇委員がすごく良いご意見だと思ったのは、市長申立てなどで、おそらく申立ての書類が市役所にはたくさん溜まっていて、逆にその申立てに至った経過も一応把握して申立書を書いているのですが、そこだけをピックアップして、もっと最初の段階で、実は金融機関とのトラブルからスタートしていた、親族間や友人間のお金の貸し借りがあった、といった本当の入口の部分、今思えばあれが入口だったよね、ここからヘルパーやケアマネから上がってきたんだよね、であればやはりケアマネやヘルパーに伝えた方がいいんだよ

ね、いやそうでなくて友人や周りの親族の理解がなかなか無かったから家族や親族だったのかもしれないね、金融機関にもお願いしていたらもっと早い段階で繋がったかもしれないね、といった検証を、どこかのタイミングでも良いのかもしれないですよ。市長申立てに上がった案件だけになってしまうかもしれないし、個人情報の取扱いも難しいですが、中核機関で関わったケースをもう少し検討して皆でディスカッションしてみるといようなことがあると、もしかしたらここに言ってもいいかもねというものが出てくるのか、というところ。市町村申立ての人であれば、何かがあって来ているはずなので、まずそこから探ってみるのは良いかと思いました。少し考えなければならぬと思っているのは、目的はすごく分かったのですが、その目的を達成するための政策に対してのリターンがどれほどあったのかなというのは少し気になるところで、資産資源に対して結果がどの程度だったのかというの、しっかり評価する必要があると感じています。

## ○会長

ありがとうございました。時間の関係もございまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題3、令和8年度松戸市成年後見制度利用促進協議会について、事務局よりご説明をお願いします。

### 【5 議題3）令和8年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について】

## ○事務局

資料3「令和8年度松戸市成年後見制度利用促進協議会について」と記載されたものをご用意ください。

2ページ目をご覧ください。まず、令和8年度の本協議会につきましては、6月、令和9年2月の年2回を予定しております。また、松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱に基づいて委員の任期は2年となっており、今年度4月から来年度3月までが任期となりますので、改選は行いません。委員の皆さまにおかれましては、来年度も引き続きご協力を賜れますと幸いです。どうぞよろしく願いいたします。下には、成年後見制度利用促進基本計画に記載のある4つの機能を参考に掲載させていただいております。

次に、2ページをご覧ください。各機能の目標（案）を記載させていただいております。まず、広報機能につきましては、「本人の状態や状況に適した制度活用に向けた周知」「対象者に応じた相談窓口の周知」「権利擁護支援が必要な方を支援機関に繋ぐことを目的とした支援者や地域住民のアンテナの向上」を挙げております。次に、相談機能につきましては、「相談事例の定期的な分析及びニーズ等の検証」「成年後見相談室の利用促進」を目標としております。また、利用促進機能につきましては、「市民後見協力員の役割の認知度向上」「日自を含めた関連諸制度の違い、利点や課題を理解した上で支援者間で適切な活用を検討しやすい体制づくり」を挙げさせていただいております。最後に、後見人支援機能としては、「親族後見人の実状の把握」「後見人等就任後における、権利擁護支

援チームの円滑な課題整理及び引継ぎの在り方に関する検討」を目標としております。

3ページをご覧ください。各機能の取組（案）を記載しております。なお、1つの取組が複数の機能に該当する場合がありますことから、継続事業、新規事業、検討事項に分けたそれぞれに、該当する支援機能を記載させていただく形といたしました。

まず、継続事業についてご説明させていただきます。参考資料1にてご報告をいたしました「地域巡回講演会・個別相談会」は制度や窓口の認知度向上の観点から、資料2でご報告をいたしました「業種ごとに作成したチラシの配布」は権利擁護支援を必要とする方への気づきや支援機関への繋ぎを促す観点から、継続してまいります。参考資料3にてご報告をいたしました「支援者向け研修会」はスキルの向上、「ケース会議等への専門職派遣事業」は適切な制度活用の観点で継続する者として記載させていただいております。なお、「市民後見協力員養成講座」につきましては隔年開催のものとなっており、令和8年度の実施を予定しております。

続きまして、新規事業についてご説明させていただきます。「成年後見制度等の適切な活用に向けたチラシの作成」につきまして、法定後見制度の周知についてはこれまでも取り組んできておりますが、二期計画において日自から成年後見制度への移行、任意後見制度の利用促進に言及されていること、任意後見制度について市民の皆さまの関心が高くなっており地域巡回講演会等の場でも多くご質問をいただくこと等の背景を踏まえ挙げさせていただきました。各制度・事業の活用を推奨する観点ではなく、概要や対象者、注意すべき違いや相談窓口等を発信することにより、支援者や地域住民の方々に適切な知識を身につけていただき、必要な時に必要な制度・事業に繋がることのできる体制の一助にさせていただくことを目的としております。また、活用を検討されている方が近くにいらっしゃる場合、本人に適切であるかどうか気をつけて見ていただくことにも繋がることと期待できるかと思っております。今後の作成に向けた検討にあたりましては、本協議会の場等を活用しながら、ご知見の深い委員の皆さまにもご助言を賜りたく存じますので、何卒よろしくお願いいたします。また、「支援者向け手引きの再検討」につきましては、現在のものを基盤としながら、先程申し上げたような活用する事業・制度が判断しやすくなる情報や、成年後見人等選任後の本人の権利擁護に資する情報をはじめ、追記することで一層実用性の高いものとなることが考えられる情報を精査し改訂を進めてまいります。

最後に、検討事項についてご説明いたします。1点目は、「一次相談窓口の支援者の方々と三士会の先生方が交流する・関わる機会の創出」として記載させていただいております。こちらは、前回の本協議会にて確認した、既存の支援者と就任後の後見人等が権利擁護支援チームとして円滑に連携するポイントを踏まえ、立場の異なる支援者が互いの役割と業務範囲について理解を深めることを目的としたものとなっております。現状すでに、それぞれの支援チームにおける関わりの中でも行われていることとも存じますが、中核機関として望まれる取り組みや実施できること等、来年度以降改めてご教示を賜れますと幸いです。2点目は、「親族後見人の実状の把握」として記載させていただいております。

す。こちらはこれまで、松戸市成年後見相談室にて受理した親族後見人の方からの相談の内容を基にニーズの把握に努めてまいりましたが、年数件程度であり、市内の親族後見人に共通したニーズとして存在するものであるかは判断が難しいものとなっております。このため例えば、福祉系の支援者であり親族後見人も経験されている方など、これまでとは異なる視点で親族後見人の方の実状を確認することを検討させていただいておりますので、こちらにつきましても来年度以降改めてご意見を賜りたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。ご説明は以上です。

## ○会長

ありがとうございました。では、この部分について、皆さんの方から意見とか、ありましたらお願いいたします。

## ○委員

支援者向け手引きの再検討というところで、少し意見を述べさせていただければと思います。改めて、本当はかなり親切な手引きだなというふうに感じております。改訂などもしてきた中で、こういうふうに変化をしてきたんだなというところも見てまいりました。

今後ですが、1つは、もしあったらいいなというような意見にはなっていますが、支援者の疑問Q&Aみたいなものがあつたらすごく助かると思いました。と言いますのは、例えば、私が関わっている方の後見人が、選任後に急病で入院してしまったということが実際にありまして、ご本人が連絡先に困った。ただ、支援機関の連携があつたので、大きな問題にはならなかったのですが、法人後見ではなく、個人の事務所で担当している方が、このようなことがあつた時に、どうなってしまうのかなというふうに、少し不安に思いました。手引きですから、あまりレアケースを載せても仕方がないと思うので、しぐなるあいずや、他のサポートセンターの方で、支援機関からよく問い合わせがあるような内容や、そのようなもので、何回も説明しているんだけどと思うような内容が掲載されたらいいなというように感じました。それからもうひとつ、申立ての助成についてかなり詳しく載っていて、本当にあまり詳しくない人でもすごく分かりやすいと思っていました。導入の段階で、私たちがご相談を受ける中では、やはりこれまでの色々なアンケートの中でも、費用に関する質問や不安、親御さんはずっと後見人に報酬を払っていくと本人の資産が減るということで、躊躇をする方が多いと思います。ですので、導入の段階で、選任された後の後見人の報酬についても助成があるし、ゆくゆく親御さんと世帯を分けた場合には、そのような助成の対象になることもありますよ、というような説明ができる、少しハードルが下がると思いましたので、内容を検討いただけたら有難いと思います。

## ○会長

ありがとうございました。貴重なご意見だと思います。今、手引きのことについて触れただいたので、この手引きについて何か皆さんの方で、希望でも良いのですが、そのようなものがあれば。手引きの改訂を続けてきまして、結構内容が多くなってきた。逆に量的な部分もありますので、どの辺を残すか削るかということはすごく難しいと思いますが、その中でより良いものが作れると良いと思っております。

新規事業で言うと、成年後見制度の活用のチラシの部分もありますが、この中で例えば地域包括支援センターの方で、実際に何かこのようなチラシにニーズがあるのではないかなというような方向性や内容についてご意見があれば、お願いいたします。

### ○副会長

チラシの作成というところで、今回の継続事業にある業種ごとの、医療機関、金融機関のフォローもそうなんですが、最近包括でよく関わる中に、家賃を払えない人がいて、家賃を払えず契約を更新できていなくて、今月末で退去になりますというような連絡を受けることがたまにあるのですが、そのように家賃が払えなくなってしまった人は、払えなくなり始めた頃にはすでに状態や生活状況が悪化している場合があるので、医療金融機関の他に、不動産屋、今おひとり様が多く、保証会社が入っていることもあるので、そのようなところに向けて、このようなことがあった場合はご相談くださいというものがあると、緊急事態、追い出されるような人が減るのかなと。今日強制執行なんですが、というような連絡が来ることもあり、高齢者で家がないと困るので支援をお願いしますということもあるため、未然に防ぐことができると考えると、そのような不動産屋や家賃保証会社、管理会社に向けたチラシがあると良いと思いました。

### ○会長

ありがとうございました。そうですね、定期的に何か関係がある、繋がりがあある中で、今まで定期的にしてきたものが上手いかなくなっているということは、確かに端緒としてあるのかなと今聞いていて思いました。参考になると思います。

それでは、チラシでなくても良いですが、何かございますでしょうか。

### ○委員

一次相談窓口と三士会の交流する機会の創出というところで、多分新しい提案なのかなと。逆質問になってしまいますが、弁護士会やリーガルサポート、ばあとなあが実際どうかということを知りたいところかと思っておりますので、どのような内容であれば集まる、この時間ならどうかなど、意外と皆さん知らないと思いますし、どうでしょうか。

### ○会長

では、弁護士会として出ているので私から。正直テーマによっても思いますが、交流会

をしましょうとって参加する弁護士はなかなか少ないのが実情です。あとはやはり時間帯とすると夜にはなってしまうと思います。このような会に弁護士が集まるというのは、本当に限られた人数になってしまう可能性があるので、呼びかけの工夫などはやはり必要になると思います。研修、何かケースを基に、といった形ですると、もしかしたら参加は得られるかもしれませんが、日中になると今度は相談機関の出席率が低くなってしまったことも、もしかしたらあるかもしれません。

### ○委員

リーガルサポートも同じくです。交流する機会の創出について、具体的な検討まではまだ進んでいないと思うのですが、イメージとしては、どのようなことを考えられていますか。

### ○事務局

具体的な内容まで検討していない部分ではございますが、専門職後見人と一次相談窓口職員で、このようなことができるのか、できないのかというところで、検討事項に挙げさせていただきました。

最初から交流会というところも難しいとは思いますが、先ほどお話いただいていたように、研修などの機会を活用し、三士会の先生方からお話をいただくことと併せて、一次相談窓口の職員の方からも、このようなケースがあった、このようなことができる、できないなど話をさせていただき、互いにそうなんだと理解を深めるといった入口からであれば、進めていけるかと思っています。

### ○会長

ありがとうございました。この議題はここまでにしたいと思います。

今年度最後の協議会となりますが、皆さんの方から全体的に何か言い残したことやご意見があればぜひお願いします。

### ○委員

よろしいでしょうか。民法改正でもう法制審議会を通ったので、社会福祉法も変わってくるということで、今後例えばパンフレットや手引きを作るとか。補助保佐後見の3類型を補助人一本にするという話。みんな補助にするということなんですよ。特定補助、認定の取消しをつけるということはあるんですが、基本補助人になるんですね。ですから、後見制度という言葉自体が果たしてどうなのか。おそらく、権利擁護支援というような言葉で統一されてくるのではないかと。中核機関も社会福祉法で位置付けされる方向になるだろうというふうになって、虐待防止法や老人福祉法、医療保護入院の時の保佐後見というところも改定しなければならぬので、この2～3年で相当大きな動きがあるはずですよ。

それに向けた準備だったり、それに備えたパンフレットだったり、予算だったり。申立ても同意がなければ進まなくなっていくので、その辺りは本人の意思の尊重と確認も大事なんですが、その次の段階で、精神障害のある方の同意をどう捉えていくか、認知症の方の同意をどのように捉えていくのかというところも、勉強会や交流会を、先ほどの三士会のことも含めて、一次相談機関などとすると。専門職とのハードルや敷居を下げた交流は、一次相談窓口同士でも差があるということですから、このような機会があると良いと思いますが、このあたりをテーマにすると良いのではないかと、一緒に学んでいきましょうというところです。

## ○会長

ありがとうございました。それではいつものオブザーバーですね、千葉家裁松戸支部の方から一言いただければと思います。

## ○オブザーバー

本日も様々なお話を聞く貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。

お話の中で、任意後見に対する関心が高まっているようであるというようにお話がありましたけれども、裁判所の窓口に来られる方の中にも、任意後見を利用したいのですが、という方が増えている印象を受けております。ただその多くが、任意後見契約締結前の方でして、裁判所としては、公証役場にご相談くださいとしか言えないところです。そのようなこともございますので、ますますその中核機関による広報機能の重要性を本日感じたところになります。本日はありがとうございました。

## ○会長

それでは議事を終了して事務局にお返しします。

## 【6 閉会】

会長、ありがとうございました。

先ほど会長からもありましたとおり、令和7年度の松戸市成年後見制度利用促進協議会は本日が最終回となります。

次回、令和8年度第1回協議会の開催予定につきましては、追ってご案内させていただきます。

本日、車で来庁された方は駐車券の処理が必要となりますので、受付にお立ち寄りください。

以上をもちまして、令和7年度第3回松戸市成年後見制度利用促進協議会を閉会します。みなさまのご協力に感謝申し上げます。本日はご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

以上